

# 環状交差点の交通方法が定められ 平成26年9月1日に施行されます。



〔新設される道路標識〕

## 環状交差点とは？

車両の通行する部分が環状の交差点であって、道路標識により車両がその部分を右回り(時計回り)に通行することが指定されているものをいいます。この環状交差点においては、交差点における待ち時間の減少、交通事故の減少等が期待されます。

## 環状交差点を通行する時は？

あらかじめできる限り道路の左端に寄り、徐行して進入してください。環状交差点内は、右回り(時計回り)に通行し、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。



直進

## 車両の優先関係は？

環状交差点においては、環状交差点内を通行している車両等が優先ですので、交差点内を通行する車両等の進行を妨げてはいけません。



左折

右折

## 歩行者に注意を！



環状交差点に入ろうとするときや、環状交差点内を通行するときは、その環状交差点または直近で道路を横断する歩行者などに特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

## 環状交差点を出る時は？



出ようとする地点の直前の出口の側方を通過したとき(環状交差点に入った直後の出口を出る場合には、その環状交差点に入ったとき)に、左側の方向指示器を操作し、交差点を出るまで合図を継続しなければなりません。

転回

# 長野県内におけるラウンドアバウトの推進状況

長野県警察本部交通規制課

長野県警交通規制課は、信号機等安全施設のストック数の削減やLCCの低減及び災害等に強い交通環境の実現、更には環境にやさしい省エネ対策の観点から実現可能な交差点のラウンドアバウトの整備に取り組んでいる。

## 取組み状況

- 勉強会の開催  
平成24年5月22日
- 道路管理者との協議・要請
- 県建設部と警察合同の現地調査
- 長野県ラウンドアバウト技術検討会の開催
  - ・ 第1回 平成25年1月18日
  - ・ 第2回 平成25年6月19日

